

令和6年度第2回さいたま市運賃協議会

日時：令和6年8月20日（火）17時00分
場所：大宮区役所 4階 第403会議室

次 第

1 開会

2 議事

- (1) 桜区におけるA I デマンド交通実証実験の運賃について（議決）
- (2) 西区乗合タクシー「あじさい号」のA I デマンド交通実証実験の運賃について（議決）

3 閉会

（配布資料）

- 次第
- 名簿・席次表
- 資料(1)-1 桜区におけるA I デマンド交通実証実験の運賃について
- 資料(1)-2 道路運送法第9条第5項に基づき提出された意見
- 資料(1)-3 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書
- 別紙(1)-1 乗継割引導入イメージ
- 別紙(1)-2 営業区域図
- 資料(2)-1 西区乗合タクシー「あじさい号」のA I デマンド交通実証実験の運賃について
- 資料(2)-2 道路運送法第9条第5項に基づき提出された意見
- 資料(2)-3 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書
- 別紙(2) 営業区域図

令和6年度第2回さいたま市運賃協議会 議事(1)席次表

傍聴席

事務局

ANSWER

事務局

ANSWER

さいたま市自治会
連合会
会長 松本 敏雄

Figure 1. A schematic diagram of the experimental setup.

国土交通省関東運輸局
埼玉運輸支局
首席運輸企画専門官
高木 純子

卷之三

国際興業(株)
運輸事業部担当部長
鈴木 健史

令和6年度第2回さいたま市運賃協議会 議事(2)席次表

傍聴席

--

事務局

ANSWER

事務局

ANSWER

さいたま市自治会
連合会
会長 松本 敏雄

Figure 1. A schematic diagram of the experimental setup.

国土交通省関東運輸局
埼玉運輸支局
首席運輸企画専門官
高木 純子

卷之三

指扇交通(株)
代表取締役社長
組田 孝治

さいたま市運賃協議会委員名簿

選出区分			氏名	経歴・役職等
要綱第3条第1号委員	当該路線等を定めようとする運行事業者の代表者	議事(1)	鈴木 健史	国際興業株式会社 運輸事業部担当部長
		議事(2)	組田 孝治	指扇交通株式会社 代表取締役社長
要綱第3条第2号委員	関係住民の意見を代表する者		松本 敏雄	さいたま市自治会連合会 会長
要綱第3条第3号委員	市職員		代田 智之	都市局 都市計画部 副理事
要綱第3条第4号委員	関東運輸局長又はその指名するもの		高木 純子	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局 首席運輸企画専門官

運賃設定の考え方

■運賃及び料金等の検討において留意すべき事項

一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して乗合バス（乗合タクシーを含む）の運送を行う場合の運賃及び料金については、他の旅客自動車運送事業者との間に不当競争を引き起こすおそれがないこと、財政負担を踏まえつつ、安全運行に必要な費用を確保できること及び持続的な運行が可能であることにつき、十分に検討する必要がある。

※ コミュニティバスの導入に関するガイドライン（国土交通省）より

○コミュニティバス等のサービス方針

- ・運賃体系
- ✓乗合タクシーは、定額制を基本とします。〔障害者、子供（小学生）については、大人運賃の半額。〕

※ コミュニティバス等導入ガイドライン（さいたま市）より

■運賃検討の考え方

運賃は、以下の考え方で検討。

(1) 不当競争を引き起こすおそれがないか

路線バスやタクシー等と不当な競争が行なわれないよう、サービス水準に対応した運賃をバス運賃、タクシー料金を考慮。

(2) 運行経費の確保、持続的な運行が可能であるか

安全運行に必要な費用が確保でき、持続的に輸送サービスを提供することを前提とした運賃。

(3) 市民の要望等に対応しているか

他地域との公平性、運賃収受等に手間のかからない、支払いやすい運賃、地元の受け入れやすい運賃（意見募集の結果）。

桜区におけるA-I デマンド交通実証実験の運賃について

資料(1)-1

■運賃設定の方向性検討

運賃検討の考え方に基づき、運賃設定の方向性を整理。

運賃検討の考え方	運賃検討の視点	運賃設定の方向性		
(1) 不当競争を引き起こすおそれがないか	サービス水準（運行時刻や乗降場所等）に対応し、路線バスやタクシー等と競合しない運賃	・サービスは、現況の路線バスサービスと同程度。 ・タクシーに比べると、サービスは限定的（利用時刻、乗降場所、相乗り等）。	・路線バスサービスの初乗運賃は200円であるが、競合回避を考慮。 ・タクシーの初乗運賃は500円。サービスはタクシーより低いことから、500円より安い運賃	(サービスより) 200円超 500円未満
(2) 運行経費の確保、持続的な運行が可能であるか	市負担額を抑制できる運賃	・収支率40%以上となる運賃 ・市負担額がより少ない運賃	・300円：収支率6.4%（桜区大久保・中央区西与野地区） ・市負担額：12,055千円（R5年度実績）	(収支率より) 300円以上
(3) 市民の要望等に対応しているか	同水準の交通モードを導入している、他地域との公平性	・見沼区大砂土東地区 外5地区 ・岩槻区 並木・加倉地区	・定額制 300円 ・定額制 200円	200円 又は 300円
	分かりやすい運賃、運賃収受等に手間のかからない、支払いやすい運賃	・定額制 ・現金払い ・小銭扱いのない運賃	・ 100円単位の運賃	
	地元の受け入れやすい運賃	・意見募集の結果 [(1)-2]	運賃に対する意見募集をした結果、運賃に対する意見はなかった	300円

■乗継割引

別紙(1)-1 のとおり

■営業区域

別紙(1)-2 のとおり

■運賃（案）

以上より、桜区におけるA-I デマンド交通実証実験の運賃を以下のとおりとしたい。

• 定額制 1乗車 300円

※子供（小学生）：大人運賃の半額

※障がい者：大人・子供の運賃の半額

桜区におけるA I デマンド交通実証実験の運賃に関する意見募集結果

資料(1)- 2

募集期間：令和6年8月1日（木曜日）から令和6年8月15日（木曜日）まで

告知方法：さいたま市広報紙、さいたま市ホームページにより告知。

提出方法：交通政策課に直接持参、郵送、FAX、電子メール、
ホームページ内のお問い合わせフォームのいずれかの方法で提出。

意見番号	御意見の概要	御意見に対する市の考え方
—	—	—

■ 集計結果

意見提出者数	0
意見項目数	0

(案)

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる 協議が調っていることの証明書

令和6年8月20日に開催したさいたま市運賃協議会において、下記事項に関し、
協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

<1>運賃

(1) 大人（中学生以上）

300円（1回の乗車につき）

(2) 子供（小学生）

150円（1回の乗車につき）

<2>運賃割引

(1) 乳児（1歳未満）

無料

(2) 幼児（未就学児）

中学生以上の「大人」、または小学生の「こども」1名につき2名まで無料

(3) 身体障がい者手帳、療育手帳若しくは精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方であって、運転者にその手帳に添付されている本人写真を提示された方

大人・子供運賃の半額

(4) 次のいずれかに該当する方の介護のために乗車する介護人

①身体障がい者手帳に第1種若しくは第2種であって「介」、「要介護」の表示のある方であって、運転者にその該当する部分及び手帳に添付されている本人写真を提示された方

②療育手帳に「介」、「要介護」の表示のある方であって、運転者にその該当する部分及び手帳に添付されている本人写真を提示された方

③精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方であって運転者にその該当する部分及び手帳に添付されている本人写真を提示された方

大人運賃の半額

(5) 乗継割引

別紙(1)-1のとおり

2. 運賃を適用する路線又は営業区域

別紙(1)-2のとおり

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和6年11月1日（予定）～

4. 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

国際興業株式会社

令和6年8月20日
さいたま市運賃協議会

乗継割引導入イメージ

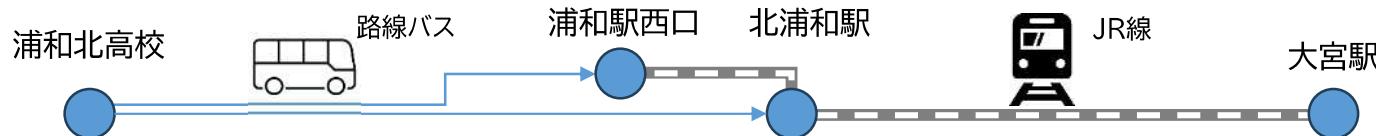
別紙(1)- 1

乗継割引の適用を受ける停留所は、別紙(1)-2に記載のとおり。



通常運賃	デマンド300円	+	路線バス280円	= 合計580円
乗継割引適用時	デマンド300円-200円	+	路線バス280円	= 合計380円

(例:浦和北高校付近から大宮駅へ向かう場合)



路線バス+JR (浦和駅経由)	路線バス290円	+	JR線 178円	= 合計468円
路線バス+JR (北浦和駅経由)	路線バス220円 ※IC料金	+	JR線 167円	= 合計387円

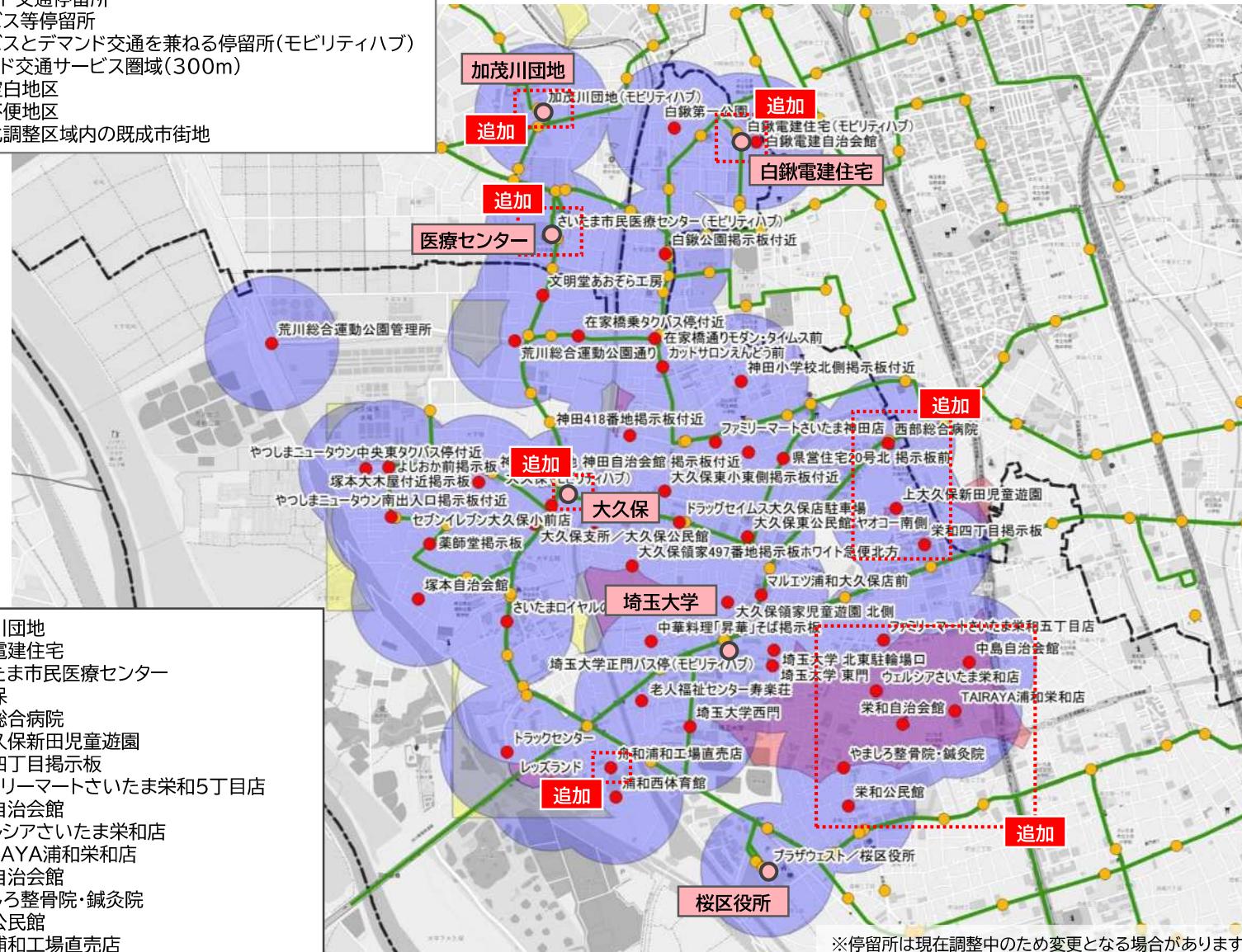


デマンド+路線バス (乗継割引適用)	デマンド300円-200円	+	路線バス242円 ※IC料金	= 合計342円
-----------------------	---------------	---	----------------	----------

営業区域図

別紙(1)- 2

- : デマンド交通停留所
- : 路線バス等停留所
- : 路線バスとデマンド交通を兼ねる停留所(モビリティハブ)
- : デマンド交通サービス圏域(300m)
- : 交通空白地区
- : 交通不便地区
- : 市街化調整区域内の既成市街地



▲デマンド交通停留所及びモビリティハブの配置図

運賃設定の考え方

■運賃及び料金等の検討において留意すべき事項

一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して乗合バス（乗合タクシーを含む）の運送を行う場合の運賃及び料金については、他の旅客自動車運送事業者との間に不当競争を引き起こすおそれがないこと、財政負担を踏まえつつ、安全運行に必要な費用を確保できること及び持続的な運行が可能であることにつき、十分に検討する必要がある。

※ コミュニティバスの導入に関するガイドライン（国土交通省）より

○コミュニティバス等のサービス方針

- ・運賃体系
- ✓乗合タクシーは、定額制を基本とします。〔障害者、子供（小学生）については、大人運賃の半額。〕

※ コミュニティバス等導入ガイドライン（さいたま市）より

■運賃検討の考え方

運賃は、以下の考え方で検討。

(1) 不当競争を引き起こすおそれがないか

路線バスやタクシー等と不当な競争が行なわれないよう、サービス水準に対応した運賃をバス運賃、タクシー料金を考慮。

(2) 運行経費の確保、持続的な運行が可能であるか

安全運行に必要な費用が確保でき、持続的に輸送サービスを提供することを前提とした運賃。

(3) 市民の要望等に対応しているか

他地域との公平性、運賃収受等に手間のかからない、支払いやすい運賃、地元の受け入れやすい運賃（意見募集の結果）。

■運賃設定の方向性検討

運賃検討の考え方に基づき、運賃設定の方向性を整理。

運賃検討の考え方	運賃検討の視点	運賃設定の方向性		
(1) 不当競争を引き起こすおそれがないか	サービス水準（運行時刻や乗降場所等）に対応し、路線バスやタクシー等と競合しない運賃	・サービスは、現況の路線バスサービスと同程度。 ・タクシーに比べると、サービスは限定的（利用時刻、乗降場所、相乗り等）。	・路線バスサービスの初乗運賃は200円であるが、競合回避を考慮。 ・タクシーの初乗運賃は500円。サービスはタクシーより低いことから、500円より安い運賃	(サービスより) 200円超 500円未満
(2) 運行経費の確保、持続的な運行が可能であるか	市負担額を抑制できる運賃	・収支率40%以上となる運賃 ・市負担額がより少ない運賃	・300円：収支率19.8% ・市負担額：8,145千円（R5年度実績）	(収支率より) 300円以上
(3) 市民の要望等に対応しているか	同水準の交通モードを導入している、他地域との公平性	・見沼区大砂土東地区 外5地区 ・岩槻区 並木・加倉地区	・定額制 300円 ・定額制 200円	200円 又は 300円
	分かりやすい運賃、運賃収受等に手間のかからない、支払いやすい運賃	・定額制 ・現金払い ・小銭扱いのない運賃	・ 100円単位の運賃	
	地元の受け入れやすい運賃	・意見募集の結果 [資料(2)-2]	運賃に対する意見募集をした結果、運賃に対して意見あり	200円以下

■現行運賃

定額制 1乗車 300円

■営業区域

別紙(2)のとおり

■運賃（案）

以上より、西区乗合タクシー「あじさい号」のA.I.デマンド交通実証実験の運賃を現行運賃同様に以下のとおりとしたい。

- **定額制 1乗車 300円**

※子供（小学生）：大人運賃の半額

※障がい者：大人・子供の運賃の半額

募集期間：令和6年8月1日（木曜日）から令和6年8月15日（木曜日）まで

告知方法：さいたま市広報紙、さいたま市ホームページにより告知。

提出方法：交通政策課に直接持参、郵送、FAX、電子メール、
ホームページ内のお問い合わせフォームのいずれかの方法で提出。

意見番号	御意見の概要	御意見に対する市の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・あじさい号は病院、駅、買い物などに行くのになくてはならない大切な足です。 ・スーパーに買い物で往復600円は、高齢者には高いです。 ・運賃は200円以下をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市では、既存の路線バスの減便や撤退を招くことのない、持続可能な交通体系を構築するため、乗合タクシーを「路線バスが不十分な地域へ導入する補完交通」と位置づけております。 ・今回の実証実験では、時間帯で異なる運行形態となります。運行形態の違いにより複数の運賃を設定することは、利用者、運行事業者に対してご不便をおかけすることとなるため、同一の運賃とします。 ・運賃は既存の路線バスと競合しないよう配慮し、運行経費の確保、持続的な運行が可能となるように設定しております。

■ 集計結果

意見提出者数	1
意見項目数	1

(案)

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる 協議が調っていることの証明書

令和6年8月20日に開催したさいたま市運賃協議会において、下記事項に関し、
協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

<1>運賃

- (1) 大人（中学生以上）
300円（1回の乗車につき）
- (2) 子供（小学生）
150円（1回の乗車につき）

<2>運賃割引

- (1) 乳児（1歳未満）
無料
- (2) 幼児（未就学児）
中学生以上の「大人」、または小学生の「こども」1名につき2名まで無料
- (3) 身体障がい者手帳、療育手帳若しくは精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方であって、運転者にその手帳に添付されている本人写真を提示された方
大人・子供運賃の半額
- (4) 次のいずれかに該当する方の介護のために乗車する介護人
 - ①身体障がい者手帳に第1種若しくは第2種であって「介」、「要介護」の表示のある方であって、運転者にその該当する部分及び手帳に添付されている本人写真を提示された方
 - ②療育手帳に「介」、「要介護」の表示のある方であって、運転者にその該当する部分及び手帳に添付されている本人写真を提示された方
 - ③精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方であって運転者にその該当する部分及び手帳に添付されている本人写真を提示された方
大人運賃の半額

2. 運賃を適用する路線又は営業区域

別紙(2)のとおり。

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和6年11月1日（予定）～

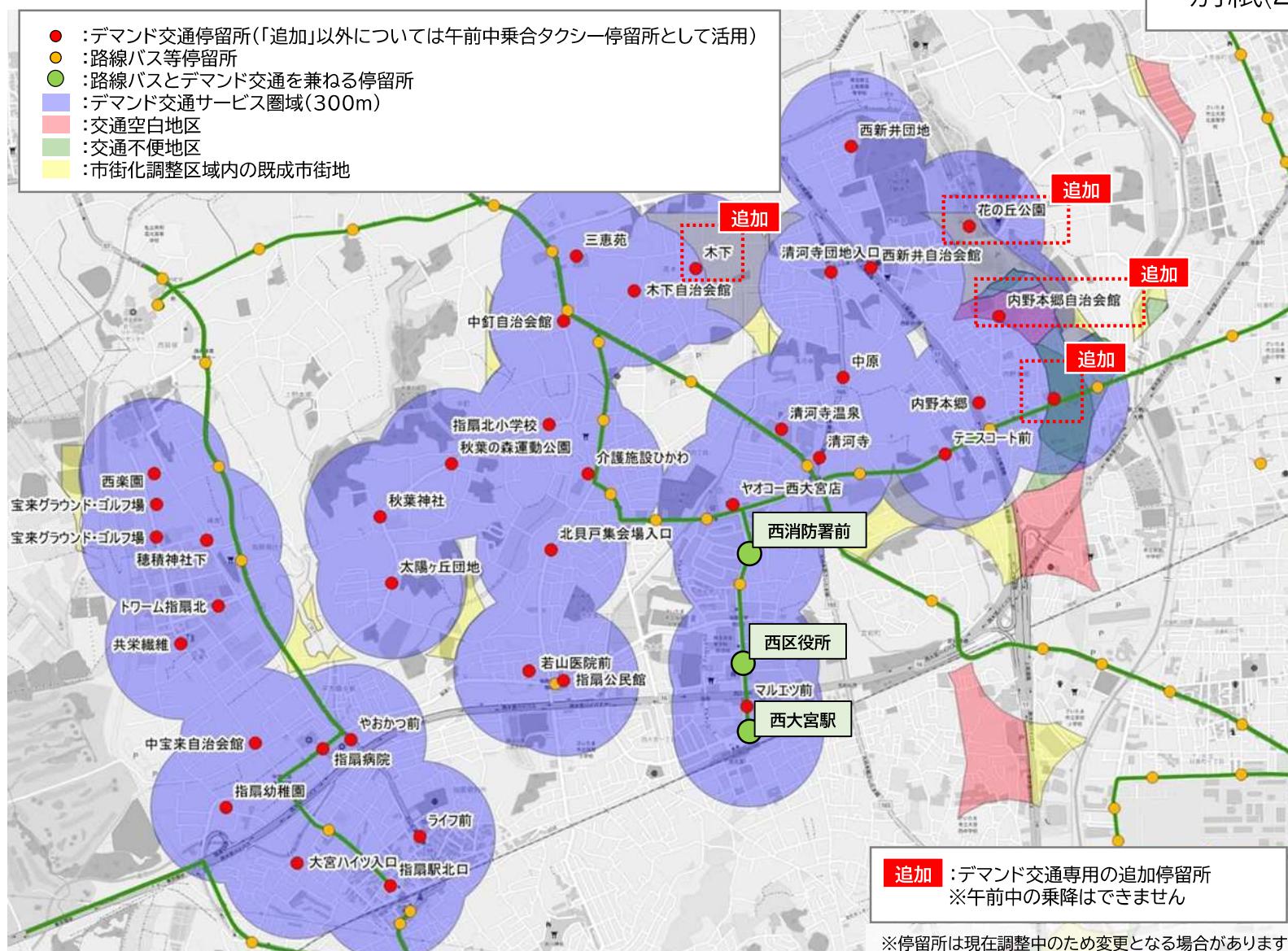
4. 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

指扇交通株式会社

令和6年8月20日
さいたま市運賃協議会

営業区域図

別紙(2)



※指扇駅北口・清河寺については、停留所名は路線バスとデマンド交通で同名であるが、停留所の位置が離れている

▲デマンド交通停留所の配置図